



<児童虐待対応>

民生委員児童委員・主任児童委員

緊急性なし・虐待が疑われる

- 繰り返されるケガや事故
- 必要な医療を受けさせない
- 不衛生な状態が続く
- 戸外へ放置
- 子どもの姿が確認できない
- 子どものケガの不自然な説明 など

(平日)8時30分～17時15分(17時15分以降は音声案内※1)

(土・日・祝日) 音声案内 ※1

社会福祉課 (家庭児童相談室)	中 区	053-457-2300
	東 区	053-424-0121
	西 区	053-597-1157
	南 区	053-425-1564
	北 区	053-523-2893
	浜北区	053-585-1677
	天竜区	053-922-0173

※1 各区守衛室の連絡先が音声案内されます。

なお、天竜区は直接守衛室につながります。

緊急性あり

- 子どもの生命に危険があるようなケガ (頭や顔のケガ、腹のケガ、窒息の危険など)
- 脱水症状や栄養不足のための衰弱
- 性的虐待が強く疑われる
- 子どもが保護を求めている
- 生命に危険があるような加害行為(乳児を強くゆする、投げる、逆さに吊る、首を絞めるなど)

浜松市児童相談所

053-457-2190

虐待通報電話

(24時間受付)

※命の危険性、緊急性の高いと思われる場合は、警察署(110番)へ通報して下さい!!

○ 機関別対応の流れ

民生委員・児童委員、主任児童委員の関わりのポイント

社会的孤立をなくす働きかけ
虐待者へのサポート
直接コンタクトできる人へのサポート
保育所や学校などとのパイプ役
育児相談
家庭訪問
情報収集

虐待かな？と思ったら

地域の中で虐待が疑われるような子どもを発見した場合には、今ある情報で緊急性を判断し、緊急性が高い場合は児童相談所あるいは各区役所社会福祉課に通告します。また、緊急性が低い場合は、各区役所社会福祉課に連絡し、事例への関わり方について相談しながらすすめます。虐待の事実を確認する必要はありません。

保護者への対応の留意点

虐待をする保護者への関わりについては、関係者、関係機関との連携の中で、自分達の役割を確認した上で行うことが必要で、事例に不用意に介入することは避けるべきです。

安定した人間関係作りの苦手な保護者に対して、深入りしすぎない声かけや援助を心がける必要があります。

また、調査を行うことによって家族が門を閉ざし、時には転居してしまうこともあるので、慎重な態度が必要です。虐待を疑われる家族が、地域の中で孤立していないか、家族だけで解決困難な問題を抱えていないかということに留意しながら間接的な関わりを続けます。

要保護児童対策地域協議会での役割確認

要保護児童対策地域協議会（個別ケース検討会等）に参加し、地域の中で得られた子どもや家族の行動や状態についての情報を関係機関に提供したり、決められた役割の状況について報告します。当該家庭の近隣ということで、接触を拒絶するような場合も考えられることから、必要に応じて、民生委員・児童委員が主任児童委員と協力して対応することも考えられます。

当該家庭とうまく関係の取れる場合は、個別ケース検討会議等で、ある程度直接的に保護者に関わる役割を分担することがあります。この際の基本的な姿勢は「受容」であり、熱意からとはいえ相手を叱咤激励することで関わりを拒絶されることがないように、注意が必要です。生活の愚痴や不満を聞くことで、保護者の気持ちが落ち着くこともありますし、子育ての先輩として日々のきめ細かな支援やアドバイスを行うこともできます。この場合にも児童相談所、区役所社会福祉課などとの連絡が重要です。

子どもへの対応の留意点

虐待を受けた子ども達は、家出や万引き、不良交遊などの問題行動を通して、助けて欲しいというサインを出していることもあるので、表面的な問題行動の対応だけでなく、その背景を考えながら子どもに接していくことが大切です。